

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たま紫水会(以下「本会」という。)の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の仕事を行うために本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- 3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 4 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会の出席報酬)

第3条 非常勤役員が理事会(テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む)に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。

### (定時評議員会等の出席報酬)

第4条 評議員並びに非常勤役員が定時評議員会及び臨時に開催される評議員会(テレビ会議等での参加、決議省略による場合を含む)に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。

### (監事監査会の出席報酬)

第5条 非常勤役員が法人監査会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。

### (役員及び評議員の勤務報酬)

第6条 非常勤役員並びに評議員が第3条から第5条に該当する会議出席以外の目的で、理事長の了解を得て当該法人内施設において法人業務をおこなった場合は、別表2により1日分の報酬を支払う。

### (理事長の報酬等)

第7条 理事長の報酬は別表3のとおりとし、第3条から第5条における報酬支払の適用は受けないものとする。

### (業務執行理事の勤務・報酬)

第8条 業務執行理事の勤務形態は常勤とし、本会が設置運営する何れかの施設に勤務するものとする。

- 2 業務執行理事の報酬は、本会施設の職員給与規程に基づく給与を継続するものとし、本会が定める役員報酬支払の適用は受けないものとする。

### (報酬等の支払方法)

第9条 第3条から第6条における報酬の支払いは、原則、会議当日に現金にて支給するものとする。

- 2 第7条の理事長報酬は、毎月口座振り込みにて支給するものとする。

(出張旅費)

第10条 非常勤役員及び評議員が、理事会、定時評議員会、監事監査会以外の法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第11条 施設の職員を兼務する理事長以外の常勤役員については、この規程を適用しないものとする。

(役員等の職務証跡)

第12条 常勤役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第13条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

平成30年 6月22日

一部改正

令和 3年 6月23日

一部改正 (但し、令和2年4月1日より適用する)